

立地促進補助制度(他市比較)

	東大阪市	八尾市	大東市
対象者	製造業者 建物所有者 土地所有者	製造業者	製造業者、 運輸業・郵便業、情報通信業、卸売業
対象事業	延床面積1,000㎡(モノづくり推進地域は500㎡) 以上の工場の建築(新築・増築・改築)又は購入及 び貸工場の賃貸	延床面積500㎡以上の工場の建築(新築・増築・ 改築)又は購入	100㎡以上の土地、延床100㎡以上の工場(新築、 増築、改築、賃貸)
対象地域	工業専用地域、モノづくり推進地域	工業専用地域、工業地域、準工業地域	工業地域、準工業地域
対象資産	工場等を建築又は購入するにあたって投資した土 地・建物	工場等を建築又は購入するにあたって投資した土 地・建物・ <u>償却資産のうち機械及び装置</u>	工場等を建築又は購入するにあたって投資した土 地・建物
補助額	製造業者 (建物固・都税+土地固・都税)×1/2×3年 建物所有者 建物固・都税×1/2×3年 土地所有者 土地固・都税×1/2×3年	製造業者 ・建物固・都税×1/2×5年 ・土地固・都税×1/2×5年 ・ <u>償却資産のうち機械及び装置×1/2×5年</u>	・建物固・都税×1/2×5年 ・土地固・都税×1/2×5年 ※ <u>土地が賃貸の場合</u> <u>工業地域 :300円/1㎡</u> <u>準工業地域:200円/1㎡</u>
制度開始	平成15年7月	平成19年9月	H21年4月
備考	・土地・建物ともに製造業者が所有する場合固・都 税の100%補助×3年となる	・製造業者のみ ・貸工場(賃貸)については想定されていない ● <u>努力義務</u> <u>7年以上工場の操業をすること</u> <u>移転する際であっても、住宅等に転用しないこと</u>	<u>5年間の補助合計額は最大5,000万円</u>

資料5-2

平成27年5月7日現在

尼崎市
製造業者、 <u>重点産業分野(医療、バイオテクノロジー等)</u> 又は <u>貨物運送事業者等</u>
新設・増設・建替・市内間移転・ <u>設備更新(中小企業に限る)</u> 当該事業を開始する際に、新たに常勤従業員を雇用する場合は、その3分の1以上を尼崎市内に居住する者とする必要。等
市内全域(製造事業所は、工業専用地域、工業地域、準工業地域)
工場等を建築又は購入するにあたって投資した土地・建物及び <u>設備更新(中小企業に限る)</u>
固定資産税及び都市計画税を一年分補助 ●常勤従業員が市外から転入した場合 <u>1世帯あたり最大10万円の補助</u>
H16年9月
●義務規定 認定事業の5年間の事業継続 (返還を求める場合有) ●努力義務 市民の雇用、地域発展への協力、10年間の事業継続